

関東地方整備局総合評価審査委員会規則を次のように定める

平成 17 年 9 月 28 日

平成 18 年 5 月 26 日

平成 20 年 2 月 8 日

平成 21 年 3 月 24 日

平成 23 年 6 月 1 日

最終改定 令和 5 年 2 月 28 日

関東地方整備局長

関東地方整備局総合評価審査委員会規則(改定案)

(趣 旨)

第 1 条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)第9条第1項に基づき定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」(令和元年10月18日閣議決定)第2の4、8に基づき、関東地方整備局が発注する工事、建設コンサルタント業務等及び役務の提供等(以下、「工事等」という。)に関し、工事の総合評価落札方式 及び技術提案・交渉方式、建設コンサルタント業務等の総合評価方式及びプロポーザル方式並びに役務の提供等の総合評価方式及び企画競争(以下、「総合評価方式等」という。)における競争参加者の技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 工事等における総合評価方式等の実施方針に関すること。
- 二 工事等における総合評価方式等の技術提案の共通する評価方法(評価項目、評価基準及び得点配分等)に関すること
- 三 工事等の個別の評価方法に関すること。
- 四 工事等における総合評価方式等の技術提案の審査・評価に関すること。
- 五 工事の総合評価落札方式における技術提案に基づいて予定価格を作成する場合の予定価格の作成方法や考え方に関すること。
- 六 工事の総合評価落札方式における落札者決定の考え方に関すること。
- 七 工事等の技術提案・交渉方式の適用の可否及び価格等の交渉段階における交渉の合意内容及び予定価格の算定の考え方などに関すること。

(委員会の委員等及び任期等)

第3条 委員は、中立かつ公正な立場で、客観的に技術提案の審査・評価その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。

2 委員会は、委員11人以内で組織する。

- 3 委員会に、専門の部門に関して意見の聴取等必要があるときは、専門委員を置くことができるものとし、当該部門における専門の学識経験を有する者のうちから、関東地方整備局長が委嘱する。
- 4 委員及び専門委員(以下、「委員等」という。)の任期は、2年とする。
- 5 委員等は、再任することができる。
- 6 委員等は、非常勤とする。
- 7 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎年度1回開催するほか、必要に応じ委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

(委員会等の設置)

第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる委員会、分科会及び専門部会(以下、「委員会等」という。)を置き、これらの委員会等の事務は、委員会の事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	事 務
総合評価審査小委員会	工事等の本官契約(分任官契約を除く契約)に係る第2条三号から六号の事務
総合評価審査分科会	工事等の分任官契約(会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官が行う契約をいう。)に係る第2条三号から六号の事務
技術提案・交渉方式専門部会	工事等の技術提案・交渉方式に係る第2条三号、四号、七号の事務

- 2 委員会は、委員会等の審議をもって委員会の審議とすることができる。
- 3 委員会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(委員の除斥)

第7条 委員等は、第2条二号から七号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に係りのある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員等は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものの他、本委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成17年9月28日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成18年5月26日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成20年2月8日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成21年3月24日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

(施行時期)

本規則は、令和5年2月28日から適用する。

関東地方整備局総合評価審査委員会 委員名簿

委員

朝日	ちさと	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
板垣	勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授
井出	多加子	成蹊大学 経済学部 教授
浦江	真人	東洋大学 理工学部 建築学科 教授
楓	千里	國學院大學 観光まちづくり学部 教授
勝地	弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授
木下	誠也	日本大学 危機管理学部 教授
堀田	昌英	東京大学大学院 工学系研究科 教授
睦好	宏史	埼玉大学 名誉教授・客員教授
村野	昭人	東洋大学 理工学部 都市環境デザイン学科 教授
北田	健夫	埼玉県県土整備部長

(令和4年4月1日時点)

(案)

関東地方整備局総合評価審査委員会

技術提案・交渉方式専門部会設置要領

関東地方整備局総合評価審査委員会規則(以下、「規則」という。)第6条第3項に基づき、関東地方整備局総合評価審査委員会技術提案・交渉方式専門部会設置要領(以下、「本要領」という。)について次のように定める。

令和 5年 2月28日

関東地方整備局長

第一 構成

規則第6条に規定された技術提案・交渉方式専門部会は、技術提案・交渉方式での個別発注手続き工事案件毎に専門部会を置く。

第二 審議事項

技術提案・交渉方式専門部会は、規則第6条第1項に定める技術提案・交渉方式専門部会に係る事務(以下、「技術提案・交渉方式専門部会事務」という。)を行うにあたり、審議方法等の必要な事項を審議するものとする。

第三 技術提案・交渉方式専門部会の委員

- 1 技術提案・交渉方式専門部会の委員は、関東地方整備局総合評価審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の委員及び専門委員(以下、「審査会委員」という。)をあてる。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会は、個別発注手続き工事案件毎に審査会委員より3名以上選出し、組織する。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会の委員の任期は、当該個別発注手続き工事案件の意見等を聴取する期間とする。
- 4 技術提案・交渉方式専門部会の委員は、非常勤とする。
- 5 技術提案・交渉方式専門部会の委員の氏名等は、公表するものとする。

第四 技術提案・交渉方式専門部会長

- 1 技術提案・交渉方式専門部会には、個別発注手続き工事案件毎に技術提案・交渉方式専門部会長を置き、技術提案・交渉方式専門部会長は、技術提案・交渉方式専門部会委員の互選によりこれを定める。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会長は、会務を総理し、技術提案・交渉方式専門部会を代表する。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会長に事故あるときは、あらかじめ技術提案・交渉方式専門部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第五 会議

- 1 技術提案・交渉方式専門部会は、必要に応じ適宜開催するものとする。
- 2 技術提案・交渉方式専門部会の開催は、委員の2名以上の出席を必要とする。
- 3 技術提案・交渉方式専門部会は、非公開とする。

第六 委員の除斥

- 1 委員は、審議事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わ

(案)

ることができない。

- 2 委員は、審議事項に関して、受注の機会又は利害関係に関する個別案件の議事に加わることはできない。

第七 秘密を守る義務

委員は、技術提案・交渉方式専門部会事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第八 庶務

技術提案・交渉方式専門部会の庶務は、企画部技術調査課及び港湾空港部品質確保室において処理するものとする。

雑 則

本要領に定めるものの他、技術提案・交渉方式専門部会の運営に必要な事項は、技術提案・交渉方式専門部会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この設置要領は、令和 5年 2月28日から適用する。

【概要】

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式。
品確法第18条において、工事の仕様の確定が困難である場合に適用できる「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」を規定。

1. 適用工事の考え方を明記

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例: 国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例: 構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ

⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ

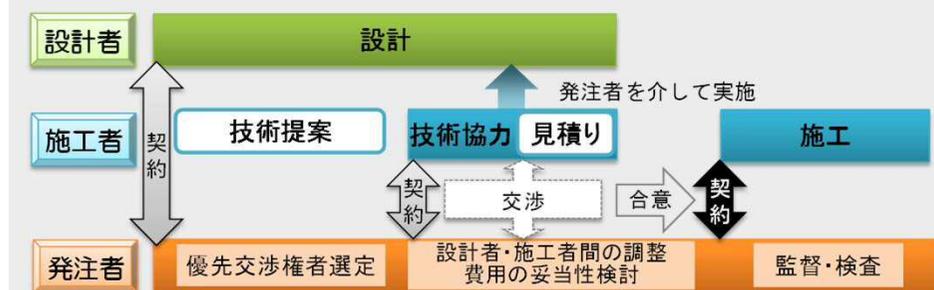
⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

各契約タイプにおける手続の流れ

1) 設計・施工一括タイプ



2) 技術協力・施工タイプ



3) 設計交渉・施工タイプ

